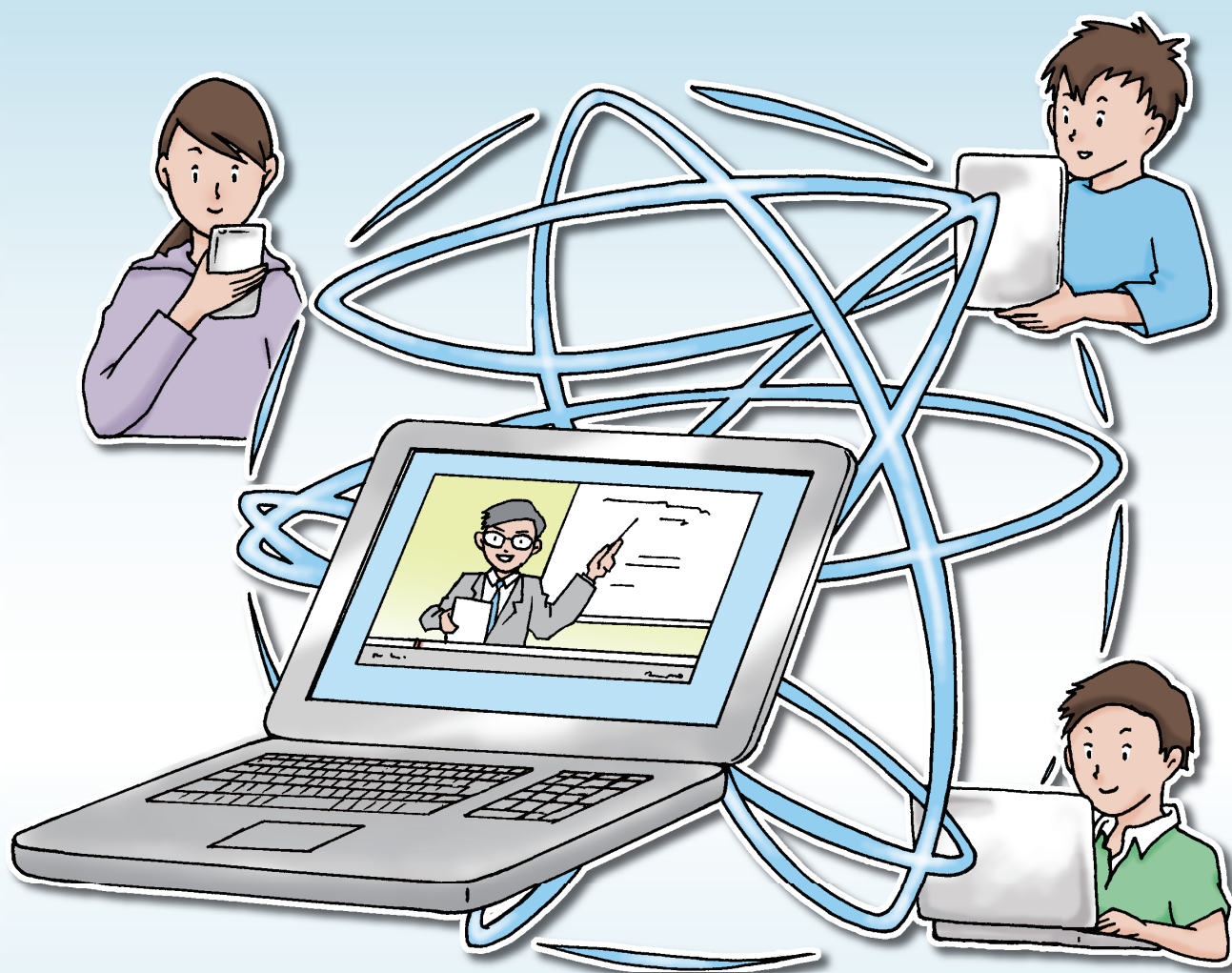




講義資料と著作権

インターネット配信時代の講義資料

<背景> 著作物の利用形態の変化

本来、教育機関の講義では他人の著作物の利用は問題になりませんでした。

著作権法35条により、教育機関における著作物の複製には著作権が及ばないとされているためです。

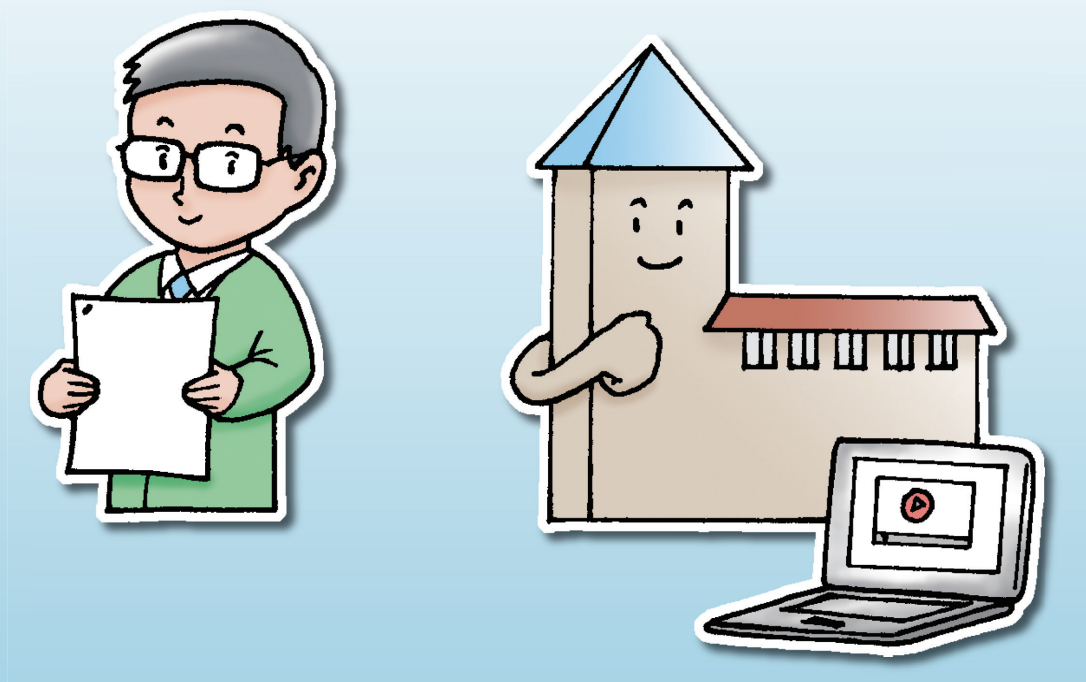
しかし、近年事情が少し変わってきました。

インターネットの普及によって、講義を録画して多数の人に向けて劣化なく配信できるようになり、利用される著作物も劣化なく多数人に配信され得るようになったためです。

そのため、インターネット配信を行う場合には、従来の講義に対する考え方では対処できない時代になっています。

そこで、インターネット配信を行う場合に、どのような点に気を付けて講義を行うべきか、特に著作権法上問題の起きにくい講義資料作成方法について説明します。

なお、著作物＊1、講義を動画化すること＊2、講義資料の位置づけ＊3については補足として説明をしております。適宜ご覧ください。



＜講義資料のあり方＞

講義資料は、作成する講師の著作物ですが、その一部に他人の著作物を記載する場合は多いと思います。そのような場合を「著作物を利用する」と言います。

厳密には著作権の侵害になるような「著作権の利用＊⁴」となるには著作物の複製、翻訳、翻案等に該当する必要がありますが、講義資料では他人の著作物を掲載する場合にはどのような態様であっても「利用する」として「引用＊⁵」の態様を整えることが重要です。

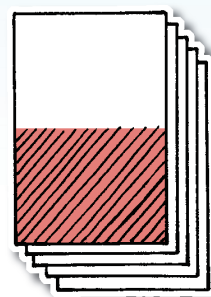
第三者の著作物を利用するには、その第三者の承諾を得るか、適法な「引用」をする必要があります（著作権法第32条第1項）。

承諾を得ている場合は特に問題ありません。

適法な引用となるために特に重要なことは、

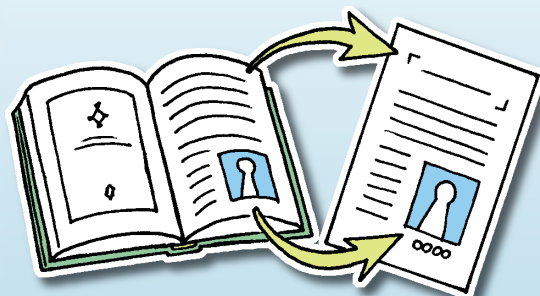
- ①引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、
 - ②カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること、
 - ③出所の明示が必要なこと、
- の要件を満たすことが必要です。

①については、引用部分の量をなるべく少なくすれば満たすことができます。目安としては講義資料全体の1／10を超えない程度としてください。また、引用元の文献や音楽、映像をすべて使用する場合も引用とは言えなくなります。「引用」というために、文章や映像、音楽などの一部の使用に止めてください。



引用は講義資料の1/10程度に

②については、「」,[], “ ”等を付けて引用文章を括る、画像のすぐそばに引用先の出所の明示を記載することで満たすことができます。



③については、利用の態様に応じて、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名、出版社名などを明示していただければ満たすことができます。

以下に、出所の明示方法の一例を示します。この程度の情報を明示すれば十分です。

(1) 文書、画像などの場合

・書籍、文献からの引用

著者名、書名、出版者、出版年、ページの範囲、総ページ数

・データベース（出版物）からの一部引用

（その部分の）著者名、"（その部分の）見出し・タイトルなど"、書名、編者名、出版者、出版年、ページの範囲

・WEBページからの引用

"そのページの題名"、ウェブサイト名、入手先URL、（入手日付）

・新聞記事からの引用

著者名、記事タイトル、新聞紙名、出版年月日、朝夕刊、版、該当ページ

(2) 音楽

著作者（作詞者、作曲者、編曲者）、演奏者名、タイトル、CDの出版者、出版年

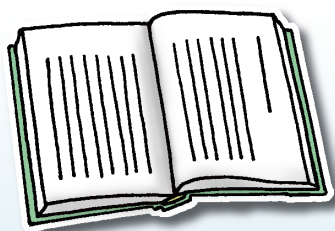
(3) 映像

・テレビ番組からの引用

番組名、放送局名および放送日

・映画からの引用

著者名（監督名、プロデューサー名）、タイトル、DVD等の出版者、出版年



書籍・文献

著者名、書名、出版者、出版年、
ページの範囲、総ページ数



データベース（出版物）

（その部分の）著者名、"（その部分の）見出し・タイトル
など"、書名、編者名、出版者、出版年、ページの範囲



WEBページ

"そのページの題名"、ウェブサイト名、
入手先URL、（入手日付）



新聞記事

著者名、記事タイトル、新聞紙名、出版年月日、朝夕刊、
版、該当ページ



音楽

著作者（作詞者、作曲者、
編曲者）、演奏者名、タイトル、
CDの出版者、出版年



テレビ番組

番組名、
放送局名および放送日



映画

著者名（監督名、
プロデューサー名）、タイトル、
DVD等の出版者、出版年

その他引用文章などを一部改変しての引用や要約しての引用は、いずれも適法な引用とはなりません。出所の明示をしっかりとしても同一性保持に反するとして著作権（著作者人格権）侵害となります。

一部改変や要約する場合には一旦引用して「引用元の文章等をそっくりそのまま記載し」て、必要に応じて解説と共に改変などした文章などを表示するようにしてください。

例



オーギュスト・ロダン作、「考える人（拡大作）」、
1880 年（1901-04 年に拡大）ブロンズ、
撮影 ○野 × 男、写真集「彫刻百選」、
株式会社○△出版刊、2020 年 4 月

ひらめきを感じさせるには



左の著作物を基に著者改変

引用の要件をしっかりと守った講義資料とし、また、講義に際してはこの引用の要件を守って話をするようにしましょう！

* 1・著作物とは

著作物とは、思想又は感情を、創作的に、表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著作権法 2 条 1 項 1 号）とされています。

この文言だけではよく判らないと思います。実際判例においても争われている事案が多数あり、何が著作物に当たるのかが実務上も非常に重要です。

例えば、だれが作成しても同様のものとなると考えられる表現物には著作物性が認められず、著作物ではないとされます。記事見出しや定型文、事実やデータ自体等が該当します。

また、法令、判決文、国や地公法教団体が発行する告示・訓令・通達は、著作物であっても自由に利用することができます（同法 13 条）。

講義がどのような著作物になるかという点、講義資料が絵画等のみで形成されていなければ、講義資料及び講義そのものの共に言語の著作物に該当すると考えられます（同法 10 条 1 項 1 号）。

* 2・講義と動画との関係

講義と大学が配信する録画物との関係をどうとらえるかについては、以下の 2 つの考え方があります。

①講義を単純に録画録音した、複製物を大学が作成して配布する。

②講義を録画録音した上で必要な編集を行い、2 次的著作物として配布する。

この他、そもそも大学が映画の著作物を作成するために講師である教員に講義をしてもらうという考え方もあり得ますが、現実にはこの考えは妥当ではありません。こう考えてしまうとそもそも講義を行うことが教育機関における複製等に該当するか否か疑義が生じますし、教員の研究成果の公表に際して大学の作成する映画の著作物の一部利用に該当するとして制限される場合が生じてしまう可能性があるためです。

したがって上記の①又は②のいずれかと考えるべきで、通常は②と考えるべきでしょう。通常、大学が録画録音して配信可能な動画を作成する際には、大学名を入れる、講義名や講師名、テロップを入れる等種々の編集作業を行うことが普通です。必要不可欠な改変の範囲を超えた改変が行われると考えられるためです。

ただし、改変をほとんど行わず、特に大学名をクレジットすることもなく、単に録画した動画を配信するだけの場合には①の複製に該当することになります。

* 3・講義と講義資料との関係

講義は講義資料に沿って構成されることが普通でしょう。しかし、講義資料と講義とはそれぞれ別個独立の著作物と考えた方がよいと思われます。

講義資料は演劇の脚本のような存在ではなく、講義では講義資料にない部分の話もされるでしょうし、講義資料の一部分を講義では話さないことも少なくないためです。

* 4・著作物の利用

著作権の利用については法上以下の態様がそれぞれ権利として規定されています。すなわち著作権はこれらの利用態様それぞれについての細分化された権利（支分権）の束であると理解されています。

著作物の有形的な再生として「複製権」（同法 21 条）、著作物の無形的な利用として「上演権・演奏権」（同法 22 条）「上映権」（同法 22 条の 2）「公衆送信権」（同法 23 条 1 項）「公の伝達権」（同法 23 条 2 項）「口述権」（同法 24 条）、著作物の有形物を通じた利用として「展示権」（同法 25 条）「頒布権」（同法 26 条）「譲渡権」（同法 26 条の 2）「貸与権」（同法 26 条の 3）、2 次的著作物の創作利用として「翻訳権・翻案権」（同法 27 条）があります。

権利には制限が設定されていることが多く、著作権にも制限される場合が規定されています（同法 30 ～ 47 条の 9）。そのうちの一つに「教育機関における複製等」（第 35 条）の規定があります。教育を担任する者やその授業を受ける者（学習者）は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる、と規定されています。このため通常の大学での講義なら著作物の利用を行うことができるのです。

本来、インターネット配信と言っても大学の講義として学生又は学生に準じる者のみがアクセスできるようになっているのであれば教育機関における複製に該当すると解釈できるとも言えそうです。しかし、35 条には、「また、「主会場」での授業が「副会場」に同時中継されている場合に、主会場で用いられている教材を、副会場で授業を受ける者に対し

公衆送信することができる。」と規定されているのみで、ネット配信する場合までは複製を認めていません。ですから、ネット配信する場合には通常の著作物と同様の調整が必要になると考えられ、上述の「引用」をしっかりと守った講義資料の作成や講義が必要になります。

この点、例えばアメリカでは「フェアユース」の概念があり、包括的に正当な著作物の利用ができる場合を規定しています。我が国においてもこのような一般条項の導入が検討されています。

＜参考＞米国著作権法第 107 条

Notwithstanding the provisions of sections 106 and 106A, the fair use of a copyrighted work, including such use by reproduction in copies or phonorecords or by any other means specified by that section, for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship, or research, is not an infringement of copyright. In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include—

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the nature of the copyrighted work;
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.

The fact that a work is unpublished shall not itself bar a finding of fair use if such finding is made upon consideration of all the above factors.

(訳文)

セクション 106 と 106A の規定にかかわらず、複製またはレコード盤化またはその他 106 条に規定された手段による著作物の使用は、その目的が、例えば批評、コメント、ニュース報道、教育（教室使用のために複数の複製物を作成する場合を含む）、学問または研究のためである、著作物のフェアユースである場合には、著作権の侵害とはならない。

ここで、著作物の使用がフェアユースと言えるか否かの判断において思慮すべき要素としては、以下の要件が挙げられる。

- (1) 使用の目的と性質（商業的な性質であるか、非営利的な教育的な目的のためかどうかを含む）；
- (2) 著作物の本質；
- (3) 著作物全体において、引用される著作物の使用された部分の量と実質性；
- (4) 著作物の潜在市場または価値に対する使用の効果。

上記のすべての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実はフェアユースであるという認定を妨げるものではない。

また、著作物の利用では著作権以外の法律もからみます。

例えば、美術館に展示してある、作者が 100 年以上前に没している絵画の写真を撮影してブログにアップした場合には、写真の態様によっては複製に該当しますが、すでに著作権は権利期間経過により消滅しています。ですから著作権法上は特に問題ありません。しかし、美術館が写真撮影を禁止している場合には写真撮影禁止を前提に入館しているため契約違反による民事的責任（民法 415 条等）や不法侵入等の刑事的責任がかかります。

＊ 5 ・著作物の引用の要件の詳細

著作物の引用と言えるためには以下の要件を満足する必要があります。

①既に公表されているものであること、

すでに公表されている必要がありますので未公開の著作物を利用する場合には著作者の許諾が必要です。

②「公正な慣行」に合致すること、

裁判例（東京地裁判決平成 19 年 4 月 12 日（平成 18 年 (ワ)15024 号））からして、他人の誹謗中傷のために用いるような不当な目的を持った場合を除外する意図であると解釈できます。

③報道、批評、研究などのためなど、引用の目的上の「正当な範囲内」であること、

「正当な範囲内」は、「社会通念に照らして道徳的な範囲なもの」と解釈されています。

近年、この引用の目的の要件が上記②の要件と合わせて争われるケースが増えています。たとえば、絵画鑑定証書事件においては「引用としての利用にあたるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度等が総合考慮されてなければならない」とした上で、鑑定証書に絵画のコピーを添付した行為については、その目的の正当性、行為の妥当性、引用による不都合性が低いことを指摘し、妥当であると判断しています。

要は、引用元の著作物の価値を低下させるような利用態様でなければ公正な慣習に合致し、目的も正当であると理解される場合が多いと考えられます。

④引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、

引用部分の方が分量が少ない等、引用著作物が作成した著作物の一部であることが必要です。

⑤カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること、

上述のような出典の表示を行う必要があります。

参考文献

「Q&A 引用・天才の実務と著作権法（第3版）」，北村行夫、雪丸眞吾（編集），（株）中央経済社発行 2014 年
「著作権法」，茶園成樹，株式会社有斐閣発行 2014 年
「知的財産法判例集」大淵哲也等，株式会社有斐閣発行 2006 年
「そこが知りたい 著作権 Q&A 100 ～CRIC 著作権相談室から」，早稲田祐美子，
社団法人著作権相談センター発行 2011 年
「Q&A 著作権法―実務経験に基づく重要事例 108」，鈴木基宏，株式会社青林書院発行 2011 年
http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#107、CRIC
公益社団法人著作権情報センター、ホームページ外国著作権法アメリカ編より抜粋、2015 年 3 月 1 日アクセス

講義資料と著作権 インターネット配信時代の講義資料

2015 年 6 月 22 日 第 1 版 発行

2016 年 1 月 15 日 第 1.1 版 発行

発行所：公立大学法人首都大学東京 産学公連携センター

編集責任者：（株）アステック IPSolutions 代表 松山 裕一郎

装丁デザイン&イラスト：藤井 美智子

本書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上一部の例外を除き、禁じられています。

複写をご希望の場合は、公立大学法人首都大学東京産学公連携センター、までお問い合わせください。